

定期預金規定（スーパー定期・自動解約型）

第1条（預金の預入れ等）

この預金の預入れは1口1万円以上、当行所定の金額未満とし、原則ローソン銀行ダイレクトを用いた当行に開設した普通預金口座からの振替えの方法により預け入れるものとします。

第2条（預金の支払時期）

この預金は、当行所定の期日からお客さまがあらかじめ指定した満期日以後に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元金はローソン銀行ダイレクト利用規定で定めるお客さま名義の代表口座へ入金するものとします。

第3条（利息）

- この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および預入日における利率（以下「約定利率」という。）による単利の方法（以下「単利型」という。）によって計算し、満期日にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の3年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息は6カ月複利の方法（以下「複利型」という。）で計算し、その合算金額を満期日にこの預金とともに支払います。
- この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、あらかじめ指定された方法により、この預金とともに指定口座へ支払います。なお、複利型のこの預金の利息は、6カ月複利の方法で計算するものとし、この預金とともにローソン銀行ダイレクト利用規定で定めるお客さま名義の代表口座へ支払います。
 - 6カ月未満
解約日における普通預金の利率
 - 6カ月以上1年未満
預入日における当行所定のこの預金の「6カ月」利率×70%
 - 1年以上2年未満
預入日における当行所定のこの預金の「1年」利率×70%
 - 2年以上3年未満
預入日における当行所定のこの預金の「2年」利率×70%
 - 3年以上4年未満
預入日における当行所定のこの預金の「3年」利率×70%

(6) 4年以上5年未満

預入日における当行所定のこの預金の「4年」利率×70%

(7) 5年以上6年未満

預入日における当行所定のこの預金の「5年」利率×70%

(8) 6年以上7年未満

預入日における当行所定のこの預金の「6年」利率×70%

(9) 7年以上8年未満

預入日における当行所定のこの預金の「7年」利率×70%

(10) 8年以上9年未満

預入日における当行所定のこの預金の「8年」利率×70%

(11) 9年以上10年未満

預入日における当行所定のこの預金の「9年」利率×70%

ただし(2)から(11)については解約日における普通預金利率を下回らないものとします。

4. 預入日の1年後の応当日の翌日以後の日を満期日としたこの預金については、預入日の1年後の応当日以後であれば次の範囲で元金の一部を1万円以上の金額で解約することができます。この場合の解約される部分についての利息は前項の方法により計算し、あらかじめ指定された方法により、解約される部分のこの預金とともにローソン銀行ダイレクト利用規定で定めるお客さま名義の代表口座へ支払います。

単利型のこの預金：

(1) 元金金額が300万円を超える場合

この預金の元金金額のうち300万円を超える金額部分

(2) 元金金額が300万円未満の場合

この預金の元金金額のうち任意に指定した金額部分

複利型のこの預金：

この預金の元金金額のうち任意に指定した金額部分この預金は、1年を365日として日割で計算し、付利単位は1円、円未満は切り捨てます。

5. 複利型においては、預入日の6カ月後の応当日を利息計算基準日とし、預入日または前回利息計算基準日から次の利息計算基準日の前日までの利息を前項の方法により計算し、元金にこの利息を組み入れたものを次の計算における元金として計算します。

第4条 (預金の解約)

1. この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
2. この預金を第1条の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の方法によりローソン銀行ダイレクトにてお手続きください。

第5条（譲渡、質入れの禁止）

1. この預金は、譲渡または質入れすることはできません。
2. 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

第6条（保険事故発生時における預金者からの相殺）

1. この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
2. 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、ただちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - (2) 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - (1) この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - (2) 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
4. 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。
ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第7条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定、規則等当行の定めるところによるも

のとします。当行の他の規定、規則等は、当行ホームページへの掲示、その他当行所定の方法により告知します。

第8条（規定の変更）

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲示による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)